平成25年度第2回文化財保護委員会(議事録)

と き:平成26年2月27日(木) 8:30 ~ 16:30

ところ: 視察 東北大学大学院埋蔵文化財センター 会議 美里町近代文学館2階視聴覚会議室

参加者:文化財保護委員 佐藤憲一 扇明美 曽根昭夫 只野龍馬

事務局:教育総務課 補佐兼文化財係長 末永裕悦 主査 太田勉 技師 岩渕竜也

8:20 近代文学館 集合・出発

10:30 東北大学にて素山貝塚出土遺物「標識資料 素山上層式」視察 講師:東北大学大学院 埋蔵文化財センター 菅野智則文学博士

事務局:この度は大学入試直後にも係わらず訪問・視察の許可を頂き、感謝申し上げる。

菅 野:資料に基づき説明。

素山貝塚は比較的早期に調査され、且つきちんとした形で報告がなされている点が重要で、それにより標識資料としての役割をもつにいたった。 何か質問はないか。

委員長:この図面で色の変わっている部分はなにか。当時の海岸線と捉えることができるか?

菅 野:標高によって色分けしているが、現在の地形の標高から出したものであるので、 おおよそとして捉えて頂きたい。今回の説明資料として分かりやすく作成したも のなので、論文として報告できるものではないが、目安として捉えていただくに は十分かと考える。

委員長:年代はわかるものなのか?

管 野:年代測定の結果、だいたいの値ではあるが 5,000 年くらい前ということになる。 そもそもこの時代の遺物が非常に少なく、年代測定が難しい状況である。晩期は 出土遺物が多いが、早期は少ない。

委員長:どういうものを測定したのか。

管 野:同時代と考えられる貝の貝殻で測定している。牡蠣の貝殻の炭素年代を測定した。 バラつきはあるがおおよその参考の数値として 5,000 年くらい前である。

委員長:素山貝塚の遺物では測定できたのか。

管 野:海の遺物は測定にはあまりよろしくない。海洋効果というものがあって、測定しても年代が大きくずれてしまう。今は発掘してすぐの土器の内面の炭化物を採取して調査するようにしているが、素山貝塚が発掘された当時はまだこの技術は無かった。なので、どうしても参考数値に頼らざるを得ない。

委員長: 史跡指定している市町村もおおいようだが。

菅 野:柴田町では一括して指定しているようだ。戦後の再開発時はまだ発掘調査が珍しかったため、その時に指定されたのが多いようだ。

委員長:標式土器とはどのようなものか。

管 野: 土器の標識というのは時間・空間的に位置づけられるものなのだが、戦前から研究が進められてきた。土器が出土すると、その時期・地域を判断していくこととなるが、その基準となる標本資料となるものを指す。発掘後に報告され、他の研究がその報告された土器を基準にさらなる報告がなされるようになると、標式として使われていくようになる。形、文様、胎土などを見ていくことになる。

委員長:素山貝塚の遺物が標識になったのは、発掘が早かったからか。

菅 野:それもあるが、報告書をきちんと出して、その中で型式の内容を報告していることが一番の要因である。掘っただけ、出土遺物を持っているだけではだめで、きちんと報告がなされてこそ資料としての価値が活かされる。

事務局:今後、町の史跡に指定される見込みであるが、素山貝塚について「縄文時代早期 における宮城県内で一番内陸部に位置する貝塚」と言い切ってしまってよいものか

菅 野:今後、検出される遺跡が無いとは言い切れないため、断言するのは難しい。

事務局:所有権について伺いたい。大学としても、町としても、遺物の所有権は大学側に あると認識しているが、それを裏付けるなんらかの根拠といったものは大学側で ご存じないか。

管 野: 当時は、発掘調査体制が不十分で、研究者が個人的に資金を得て調査して、地元 の方の了解の上で掘ることもあった。詳細は不明な部分が多い。

委員長:今現在大学で保管されている資料を町に戻せとかそういうことではなく、今後指定するにあたって、町の教育委員会や議会でそういった質問がなされる可能性があり、またその場合は適切に対応しなければならない。その説明の仕方として、聞いておきたいというところである。どういう形で考えを整理したらよいか。

管 野:現在は文化財保護法に基づいて考えることができるが、そもそも伊東先生が調査 したころには、まだ文化財保護法さえ定められておらず、そういった確認はなか なか難しいところである。

委員長:町にも大学にも記録がないとは思うが、なんらかの整理をしておかなければならない部分であるので、お尋ねしたところであった。決して町で所有権を主張して資料を戻せという訳ではない。常識的に考えても、調査から50年以上経過していることから実質的な保管に当っている方に所有権があると思われるが、県教委などにも確認しておく必要があろう。

管 野:昔のことはともかく、今の法令については県教委が詳しいはず。一度確認してお いた方がいいと思われる。 委員長:色々と教えを頂戴したが、最後に菅野先生から素山貝塚が本当に町の指定に相応 しい価値があるかどうか伺いたい。

菅 野:今は現地の状態が非常に良い。何度か現地も訪問したが、宅地が開発されるような大きな改変は受けておらず、適切に管理されているような印象がある。これまで述べたように、標式資料として使われる土器を検出した遺跡として非常に貴重な遺跡であり指定に相応しい。今後は指定による保存のみならず、その後どのように活用していくかが重要である。近隣には山前遺跡や新山前貝塚もあり、地域住民に広く親しまれる形での活用が望ましい。周辺地の学術調査を行ったりするのも悪くは無い。まず地域の方に知らしめるための手段として指定し、その後活用していくのが良い。

※出土遺物(土器、貝殻)を直接手に取って見せて頂き、併せて文様等の説明を受けた。

14:20 指定文化財候補「素山貝塚」 現地確認

15:00 近代文学館2階視聴覚会議室にて会議開始

事務局:お忙しいところご参集いただき感謝申し上げる。また早くから長距離の移動と素 山貝塚出土遺物の視察にご協力いただき併せて御礼申し上げる。粟野委員からは 欠席の連絡をいただいており、委員5人中4人の参加であるが、過半数の出席を いただいているので本会は成立である。それでは、保護委員長よりご挨拶いただ く。

委員長:本日は朝早くから東北大学ならびに素山貝塚まで足を運んで頂き感謝申し上げる。 指定に向けてこれまで取り組んできたわけであるが、十王山の槻ノ木については 第1回にて現地視察と専門家からの助言を得て、指定するべきとの結論が出てい る。併せて、素山貝塚についても指定に向けた議論を頂きたい。 それでは、まず第1号議案「素山貝塚」の指定について進めていく。事務局より

事務局:本日午前中に受けた菅野博士からの指導に基づいて、今後指定理由書の詳細を詰めていくことになる。それを前提として、改めて素山貝塚の指定の是非について、ご意見を頂戴したい。

委員長:それでは皆様の意見をお願いする。

説明を願う。

曽根:本日、実物を見て来てイメージしていたものと異なり、破片が多いことに驚いた。 しかし歴史的にも古く、縄文早期という当時から人がいたことの証であることから、そのような痕跡が今なお残されているこの貝塚の重要性は明らかであり、どうしても指定しておくべき貴重な文化遺産だと感じている。

扇 : 貝塚は、博物館や資料館では剥がしたものを見たことがあったが、今回実際にその場に立ち、説明板などを読んで改めて重要性を理解したところではあるが、こ

の地域が貝塚や古墳、中世の館跡などもあることを考えると、指定することで地元にお住まいの方々が遺跡に存在に対する認識を新たにすることができるので、非常に重要だと考える。その上で、幼少期から教えていくことも大切であるので、そういった事をするためにも指定するべきだと考える。

- 只 野:子供の郷土学習といった面から考えると、美里の子供たちは貝塚がどこにあって、 それがなんなのか分からない子供たちが多いように感じる。歴史や教育の面もふ くめていろいろと多面的に考えさせていくことが、大変大事なことだと思ってい る。自分たちの住む地域に対するものの見方が大切であり、そういった点からも 指定することは非常に重要であると考える。
- 委員長:ただいま3人の委員から、指定するべきとの意見を頂いた。素山貝塚、新山前貝塚などの遺跡は、多くの遺跡の中でも小牛田の黎明期のものであるといえ、こんなに古い遺跡は他にはなく、非常に貴重である。それがその後の歴史である現在の美里町まで繋がる祖先が住み着いた最初の場所であるとも言える。素山貝塚のすぐ近くには立派な古墳があり、同じ丘陵を西に辿って行くと中世の館跡があり、そして同じ鳴瀬川流域の不動堂には近世の要害も残されている。圧倒的に水田の多い美里町にあっては、やはり丘陵上が重要な地点であり、残された遺跡からもそれが跡付けられ辿ることができる。

現地は町有地ということもあり、管理が行き届いている。その場からは当時の状況が体感でき、また鮮明に思い起こされるような形状が残されており、それがよく分かる場所なので、非常に良いところである。学校教育にも社会教育にも重要な場所なので、今後も活用できることからも指定に値する。保存を計る上での条件面でも非常に良く、東北大学の菅野先生のおっしゃったとおり、是非この機会に史跡として指定して、長く保存活用していくことが必要じゃないかと考える。

- 只 野:郷土学習の一環なのか青生小学校の児童が毎年お寺に来る。寺の来歴だけではなく、今の青生小学校の前身となった寺子屋や青生小学校の旧校舎などの移り変わりなども教えている。学校の先生方も知らないようなので、今回の素山貝塚についても、そのような機会でも触れ、随時紹介していきたいと思っている。指定するだけではなく指定のその次のステップで、町民の中にどのように食い込んでいくかを期待している所である。
- 委員長:大変貴重なご意見を頂いた。指定の後が非常に重要で、指定してそれからそれを どのように活用していくかが大事で一番重要である。

さて、東北大学でも確認してきたが、遺物についての管理、所有という点について今後説明を求められる可能性がある。それについてはきちんと整理しておく必要がある。いずれ70年以上も前の発掘のことなので、難しい部分はあるかと思うが、県教委とも連絡を取って、確認しておいてほしい。素山貝塚については以上でよいか。

事務局: 答申については、今年度中に開催する第3回文化財保護委員会の中で検討して頂けるよう、答申書(案)を作成したいと考える。答申自体は十王山の槻ノ木と前後することになるかと思うが、答申書(案)までの検討を今年度中にお願いしたいと考える。

委員長:では第2号議案の「十王山の槻ノ木」答申書(案)について、事務局より説明願う。

事務局: これまで美里町には、無形民俗文化財の答申書しか残されていない。今回は天然 記念物としての答申書となるが、なにせ初めてのことなので、記載内容について 確認をお願いしたい。なお様式が決まっているわけではないので、内容とともに 体裁についてもご意見を賜りたい。

委員長: 答申書(案)が資料として手元に示されているが、何か意見、質問はないか。

曽根:図面や写真は添付しないのか。

事務局:前回の不動堂神楽についての答申では付けなかったので、今回も付けなかった。 もちろん文化財指定の際には必要なものとは思っており、すでに準備しているの で、この場で必要なものとされれば、すぐに添付することはできる。

委員長: それは付けてなんら悪いことではないので、付けたほうが良い。教育委員の方の中にも十王山の場所がわからない方もいらっしゃるのではないか。ましてや小牛田地域の方にはなおさらだと思う。地図と写真を付けて答申すると非常に分かり易い。是非付けて欲しい。その方が分かりやすいに決まっている。

補 佐:本来は教育委員会から諮問されているので、諮問した教育委員会が分からないは ずはない。しかし、分かりやすくはなる為、特に問題になるものではない。

事務局:今回の答申が、今後の全ての答申のベースになる為、今日のこの場で色々とご意見を賜り、より良いものにしたいと考える。

委員長:樹木の数値が「諸元」という言葉が使われているが、あまり聞きなれない。これ に代わる、もう少し解りやすい言葉はないものか。

曽 根:他の資料からの引用になるのであれば、簡単に「出典は」でもいいのではないか。

只 野:あるいは「以上の数値」など、分かりやすく米印などを付けて表記すればよいの ではないか。

委員長: そもそもこの出典を明記する理由とはなにか。

事務局:樹木の現況を測定し直すか否かは別として、指定もしくは答申時の状況を明示する必要があると考えている。今回は広く刊行されている冊子に依った数字なので、 出典は必ず明記しなければならないと考えた。

扇 : 今回は、太さや高さではなく、枝や根の張り具合を評価した専門家の意見が得られている。評価された点が異なるので、太さや高さについて価値を見出した訳ではないので、特に今回測定し直す必要はないと考える。

事務局: そのとおりである。この十王山の槻ノ木は、10 年そこらで大きく太さや高さが変動する樹木ではないし、ご指摘の通り、評価されたポイントが異なるので、測定

し直すのではなく、信頼できる書物を引用した経緯がある。

委員長:数字の根拠を示す必要があるのは当然のことである。やはり表記の方法を変えて 分かりやすくしてほしい。また平成9年に治療に当った「泰樹園」についても、 樹木医であるなどの具体的な記入を付け加えて欲しい。

事務局:了解した。

委員長:所有者同意についてはどうか。

事務局: 先日も直接訪問して話をしてきたが、天然記念物の指定については前向きな回答を頂いている所である。しかし、土地の整理をしたいという所有者側の意向が強く、お会いして話をするとどうしても土地の話になってします。天然記念物の指定には土地の所有は関係ないので、答申後、教育委員会で指定するまでの間に、課長等とともに再度訪問し、場合によっては保護委員の皆様にも協力してもらい、所有者の理解を得て、書面にて同意して貰いたいと考えている。

委員長:所有者同意はどの時期に得るのか。

事務局:文化財保護委員会は教育委員会からの諮問に基づき、指定に相応しいかの是非を 検討する場である。保護委員会からの答申は、その指定の是非についてなされる ものであり、指定するのは教育委員会である。したがって、保護委員会の答申に は所有者同意は必要なく、あくまでも教育委員会での指定時に同意が必要である と考えている。

只 野:土地の所有者は、樹木の所有者なのか。

事務局:土地の所有者が、土地に付随する樹木をはじめとする植物の所有者でもある。

委員長:ほかにないか。

それでは、委員会としては指定に相応しいということで答申することとする。色々意見が出たことについては、答申書を修正し、最終的には事務局と私で確認して教育委員会に答申するということでよろしいか。

事務局: 答申については、ただ今ご指摘を頂いた出典と泰樹園の診断についての表現とを 修正し、管内図、位置図、写真を添付して、本日の日付で答申とさせていただき たい。

各委員:異議なし。

委員長:第3号議案について、事務局説明願う。

事務局:第3回文化財保護委員会の日程については、年度末で調整が難しいが、事務局日

程にて後日お示しさせていただきたいがよろしいか。

各委員:異議なし。

委員長:それではこれで審議を終了とする。

事務局:教育総務課課長補佐兼係長の末永より挨拶申し上げる。

補 佐:早朝からお付き合いいただき感謝申し上げる。諮問から 1 年が経ち、答申にまで 辿りついたところだが、町の文化財保護行政として大きな一歩を踏み出したと感 じている。この指定が今後、町民の皆様の関心を惹き、それが文化財の保護に繋がり後世に残していくことに繋がっていくと信じている。本日のご協力に感謝申し上げるとともに、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げ、これで閉会とする。

報告:文化財係 岩渕